

さんご薬局 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）運営規程

(事業の目的)

第1条

- くじら薬局（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、いるか薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
- 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

- 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

- 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
- 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。

(事業所の名称、営業日および営業時間)

第5条

名称及び所在地は次の通りとする。

名称：さんご薬局 所在地：島尻郡与那原町東浜 93-3-102
電話：098-917-6363 FAX：098-917-6364

営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 月・火・木・金 9:00 ~ 18:00
2. 水・土 9:00 ~ 13:00
ただし、祝日、旧盆、年末年始を除く
3. 台風等の災害発生時は、臨時休業することがある。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、与那原町とし、その他の地域については相談に応じる。

(居宅療養管理指導等の内容)

第7条 医師または歯科医師の指示にもとづき、利用者の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように、適切なサービスを提供する。

1. 提供したサービスの内容については居宅介護支援事業者へ情報提供を行う。
2. 利用者又は家族に対して居宅療養管理指導の内容について、文書等で説明する。
3. 医師又は歯科医師に対し、居宅療養管理指導の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行う。
4. 提供した居宅療養管理指導の内容については、記録を行い保存する。

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収することがある。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. 従業者の質的向上を図るために定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を

用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。

5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、いるか薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和6年4月1日より施行する。